

Ⅲ 関係機関及び制度

1 福祉就労・福祉サービスに関する内容

(1) 障害者総合支援法について

2006 年（平成 18 年）4 月に「障害者自立支援法」が施行され、2012 年 4 月に一部改正され（つなぎ法）、2013 年（平成 25 年）4 月に「障害者総合支援法」がスタートしました。さらに、2018 年（平成 30 年）に一部変更されています。

ア 障がい者の定義（障害者総合支援法第 4 条で規定）

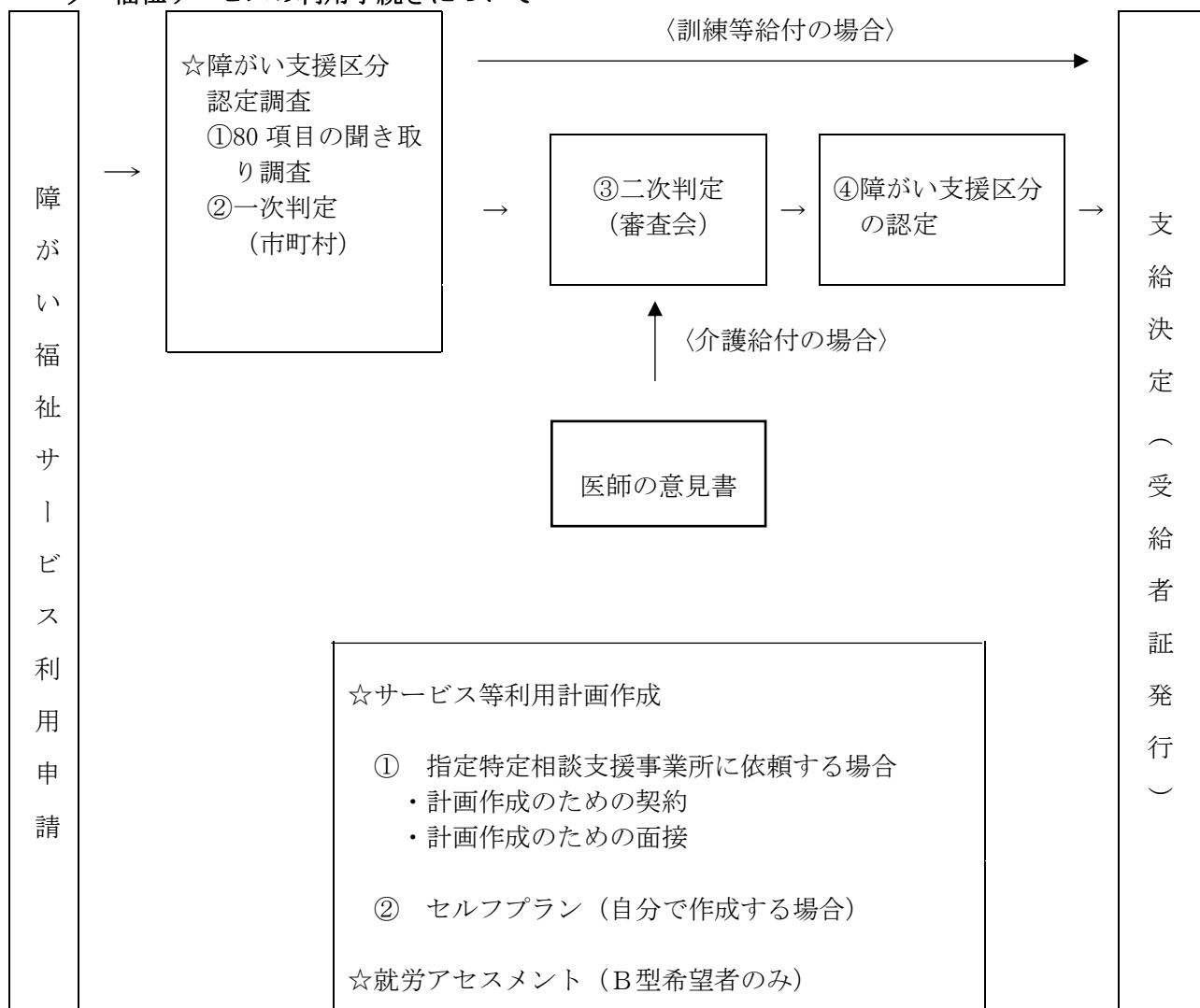
- ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法に規定する知的障害者
- ・精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律に規定する精神障害者（発達障害者を含む）
- ・治療方法が確立していない疾病等であって、障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者（難病患者）

イ 主な障がい福祉サービス

	サービスの種類	サービスの内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
	施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事等の介護を行う。
訓練等給付	共同生活介護（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。
	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。（2 年間）
	宿泊型自立訓練	地域で自立した生活ができるよう、家事等の日常生活能力向上のため居室を提供し、一定期間訓練を行う。（2 年間）
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間（原則 2 年間）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労定着支援（H30～）	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。
	就労継続支援 A 型（雇用型）（非雇用型もある）	一般企業に雇用されることが困難だが、雇用契約に基づく就労が可能な人に、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練等を行う。雇用型は最低賃金が原則。
	就労継続支援 B 型	一般事業所に雇用されるのが困難な人、就労移行支援によっても企業に雇用されなかった人に、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力向上のための訓練等を行う。

訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助を行う。
	自立生活援助 (H30～)	一人暮らしに必要な理解力・活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常における課題を把握し、必要な支援を行う。
地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援する。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。
	相談支援	障がいのある人、保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行う。
	コミュニケーション支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣等を行う。
	日常生活用具	重度障がいのある人に等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う。

ウ 福祉サービスの利用手続きについて



- (ア) 「障がい福祉サービス利用申請」
各市区町村の保健福祉課で手続きを行います。
- (イ) 「障がい支援区分認定調査」
- ・福祉課の担当が 80 項目の「聞き取り調査」を行います。
 - ・一次判定は、コンピュータで行います。
 - ・二次判定は、医師の意見書を付けて障がい者の福祉をよく知る委員で構成される審査会で、支援区分判定が行われます。

※「障がい支援区分」とは…障がい者に対する介護給付の必要度を表す 6 段階の区分。区分 6 の方が支援の必要度が高い。

※80 項目の聞き取り調査…移動や動作に関する項目 (12 項目)
(概況調査とも言う) 身の回りの世話や日常生活に関する項目 (16 項目)
意思の疎通等に関する項目 (6 項目)
行動障害に関する項目 (34 項目)
特別な医療に関する項目 (12 項目)

- (ウ) 障がい支援区分の認定

- ・介護給付の福祉サービスを希望する場合、障害支援区分の認定が必要です。

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
居宅支援 (ホームヘルプ)		○	○	○	○	○	○
重度訪問介護				○	○	○	○
行動援護				○	○	○	○
重度障がい者包括支援							○
療養介護						○	○
生活介護			●	○	○	○	○
施設入所				●	○	○	○
短期入所 (ショートステイ)		○	○	○	○	○	○
訓練等給付 (継続 A・B、移行支援等)	○	○	○	○	○	○	○
グループホーム	市町村判断	○	○	○	○	○	○

●は 50 歳以上

- (エ) 「サービス等利用計画」について

- ・2012 年(平成 24 年) 4 月に障害者自立支援法が一部改正され、本人・保護者と相談の上、「指定特定相談支援事業所」が、(福祉サービスの利用を希望する障がい者の) 総合的な支援方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、作成することになりました。相談支援事業所に作成を依頼せず、セルフプランで作成することもできます。

※相談支援事業所に依頼した (計画相談) 場合

本人や保護者と面談し、本人の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向などを勘案して利用計画案を作成します。支給決定後、利用計画が適切であるかどうか、モニタリング (振り返り) 期間ごとに利用状況を検証し、見直しを行います。

※セルフプランで作成した場合

本人・保護者が作成するため、相談支援事業所が作成する計画より簡単な内容になります。利用決定後の計画書提出やモニタリングの実施はありません。

◎学校としては、生涯にわたる支援の必要性を考え「計画相談」を推奨しています。

◎各地域の「指定特定相談支援事業所」は、福祉課に問い合わせると分かります。

エ 就労アセスメント

卒業後、就労継続 B 型を利用を希望する生徒は、在学中に「就労アセスメント」を受けることになります。アセスメントを受けるためには、就労移行支援事業所において体験実習を行い就労評価 (現時点での働く能力など) を受けます。実習する場所や実習期間などは各市区町村福祉課の対応が異なるため、生徒個々の対応となります。そのため、福祉課への対応・調整は、進路指導

部が行いますが、福祉課への申請は保護者が行います。

オ 居宅系サービスについて

(ア) 施設入所支援

障がい支援区分では、区分4以上が必要になりますが(50歳以上では区分3以上)、日中活動が生活介護、就労移行支援や自立訓練であれば、利用期間限定(原則2年)で入所支援を受けることができます。一般就労者や就労継続A型・B型は利用できません。

(イ) グループホーム(共同生活援助)

グループホームには、包括型(夜間の支援あり)と外部サービス利用型があります。利用期限がなく、一般就労者や福祉サービス利用者(移行支援など)も利用できます。

土日など休日の食事は、自分で準備しなければならないところもあります。

(ウ) 宿泊型自立訓練

利用期間は原則2年(延長1年)。一般就労者や福祉サービス利用者(移行支援など)も利用できます。

カ 福祉サービス事業所の工賃、作業内容等について

(ア) 工賃

① 就労移行支援、自立訓練、生活介護の福祉サービスには、工賃規定はなく、工賃のないところもありますが、事業所の判断で工賃を出しているところが多いです。

② 就労継続支援B型事業所の北海道の2020年度(令和2年度)平均工賃は19,202円。

③ 就労継続支援A型事業所の北海道の2020年度(令和2年度)平均工賃は76,881円。

最低賃金を出すことになっていますが、最低賃金を下回っている事業所や、働く時間が短い事業所もあります。

(イ) 作業内容

① 生産的活動・・・・・・・・食品製造(パン、お菓子、弁当、味噌、納豆など)

手工芸品作り(刺し子布巾、陶芸、木工など)

農作業(野菜、椎茸など)

② 下請け作業・・・・・・・・箱作り、部品の袋詰め、タオル畳み、清掃、ポスティングなど

・リサイクル・・・・・・・・瓶・缶・ペットボトル分別、パソコン等の解体など

・店舗での仕事・・・・・・・・喫茶、レストラン、パン屋など

・自工場での仕事・・・・・・・・クリーニング、印刷など

(2) 障害者虐待防止法について

障がいのある人への虐待の防止や養護者に対する支援に取り組むために、2012年(平成24年)10月から、障害者虐待防止法が施行されました。

ア 虐待の種類

(ア) 養護者(家族など)による虐待

(イ) 障がい者福祉施設従業員等における虐待

(ウ) 使用者(障がい者を雇用している事業主)による虐待

イ 虐待となる行為

(ア) 身体的虐待～体に傷を負わせる暴行を加えること。

正当な理由がないのに身動きの取れない状態にすること。

(イ) 性的虐待～無理矢理わいせつな行為をしたり、させること。

(ウ) 心理的虐待～著しい暴言や拒絶的な言動や態度等で精神的苦痛を与えること。

(エ) 放棄・放任(ネグレクト)～食事や入浴、洗濯、排泄等の世話や介助をしないで心身を衰弱させること。

(オ) 経済的虐待～本人の同意なしに財産や年金、賃金等を勝手に処分すること。また、正当な理由がなく、金銭を与えないこと。

ウ 虐待の相談、通報

障がいのある方への虐待についての相談は、最寄りの市町村役場の窓口(市町村障がい者虐待防止センター)で受け付けています。

なお、次のような虐待を発見したり、虐待を受けたりした場合は、担当する機関に通報、

届け出を行うことになっています。

(ア) 養護者（家族等）による虐待

(イ) 障がい者福祉施設従事者等による虐待

(ウ) 使用者による虐待

エ 北海道障がい者権利擁護センターについて

道では、本庁内に北海道障がい者権利擁護センターを設置し、使用者による虐待の通報や届け出の受理の他、市町村が行う虐待防止対策への支援、予約制による医師や弁護士による定期の専門相談等を行っています。

センターの連絡先・・・専用電話：011-231-8617

ファクシミリ：011-232-4068

Eメール：hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp

(3) 障害者差別解消法について

この法律は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を作ることを目指して、平成28年4月1日からスタートしました。

また、この法律では「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的な配慮の提供」を求めています。障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

ア 「不当な差別的取り扱いの禁止」とは

国・都道府県・市町村などの役所や、会社・お店（スーパーや飲食店など）の事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由もなく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

《例えば》

- ・学校の受験や入学を拒否する。
- ・飲食店などで保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。
- ・本人を無視して介助者や支援者にだけ話し掛ける。
- ・役所などで受付の対応を拒否する。
- ・障がい者向けの物件はないと言って対応しない（〇〇不動産）。

イ 「合理的配慮の提供」とは

合理的配慮は、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障害）を取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること（企業などでは対応に努めること）が求められるものです。

重過ぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重過ぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るように努めることが大切です。

《合理的配慮の具体例》

- ・ゆっくり、短い言葉や文章で、分かりやすく話し掛ける。
- ・「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合、その人の意思を十分確認しながら書く。
- ・意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。
- ・ATM（現金自動預け払い機）の操作が困難な顧客に声を掛けたり、適切な対応を取る。

【困ったときは】

「不当な差別的取扱いを受けた」「合理的配慮を提供してもらえなかった」など、困ったことがあったら、地域の身近な窓口に相談することができます。

都道府県や市町村には、地域の関係機関による「障害者差別解消支援地域協議会」を作ることができますが、ないところは、とりあえず「保健福祉課」に相談することができます。

～内閣府政策統括官障害者施策から～

2 一般就労に関わる内容

(1) 公共職業安定所（ハローワーク）

公共職業安定所は、職業安定法（第8条）に基づき、職業紹介、職業指導、雇用保険その他職業安定法の目的を達成するのに必要な業務を行うために設置された機関です。

本校（北広島市）は札幌東公共職業安定所の管轄になっています。さらに生徒の出身地の公共職業安定所とも連絡を取りながら、卒業後の一般就労に向けて連携を図っています。

(2) 障害者職業センター

障害者職業センターは、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

北海道には、札幌にあり（支所が旭川にもある）、事業主サービスとして、「相談・援助」を行ったり、障がい者・事業主双方に対するサービスとして、「職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業」等を行っています。

(3) 能力開発センター

北広島市に「北海道はまなす食品（株）能力開発センター」があります。能力開発センターは、北海道立札幌高等技術専門学院からの委託訓練として行われています。

ここでは、企業で働く上で必要な基礎学力、社会性、道徳性の指導や食品製造（納豆など）を通じて、労働習慣の確立と作業能力の向上を目指しています。

訓練期間は4月からの1年間で、入学選考は10月下旬に行われています。対象者は身辺処理能力が確立しており、自立通所ができる人。原則として自宅から通所できる人（自宅から離れて通う場合は、グループホーム等を利用して）です。一定の要件を満たす人には訓練手当が支給される場合もあります。

（令和5年度7月頃に、江別市に移転予定）

(4) 障害者職業能力開発校

砂川市に設置されています。主に、身体障がい者を対象としています。

知的障がい者は、「総合実務コース(20名)」があり、流通販売、介護、もの作りの3コースがあり、期間は1年（科目によっては2年）です。

(5) 障害者就業・生活支援センター

就職を希望している障がい者、あるいは在職中の障がい者が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して就業面及び生活面の一体的支援を行います。（平成14年度より開始）

ア 障がい者就労・生活支援センターの業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施しています。

(ア) 就業面での支援

- ①就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ②就職活動の支援
- ③職場定着に向けた支援
- ④障がい特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- ⑤関係機関との連絡調整

(イ) 生活面での支援

- ①生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ②住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ③関係機関との連絡調整

<障がい者就業・生活支援センター（道内）一覧> 2022年4月現在

1. 札幌障がい者就業・生活支援センター「たすく」（運営：(社福)愛和福祉会）
〒060-0807 北区北7条西1丁目1番地18丸増ビル301号室
TEL 011-728-2000 FAX 011-802-6152 E-mail task-center@aiwafukusikai.or.jp
2. 小樽後志地域障がい者就業・生活支援センター「ひろば」（運営：(社福)後志報恩会）
〒047-0024 小樽市花園2丁目6番地7号プラムビル3階
TEL 0134-31-3636 FAX 0134-24-2455 E-mail otaru168@celery.ocn.ne.jp
3. 石狩障がい者就業・生活支援センター「のいける」（運営：(社福)はるにれの里）
〒061-3201 石狩市花川南1条4丁目225 カナオカビル3階
TEL 0133-76-6767 FAX 0133-76-6781 E-mail noikeru@harumire.or.jp
4. 東胆振日高障がい者就業・生活支援センター「かけはし」（運営 北海道社会福祉事業団）
〒053-0045 苫小牧市双葉町3丁目3-3
TEL 0144-56-5119 FAX 0144-56-5344 E-mail kakehashi-tomakomai@dofukuji.or.jp
5. 西胆振障がい者就業・生活支援センター「すて〜じ」（運営 北海道社会福祉事業団）
〒052-0014 伊達市舟岡町134番地 だて地域生活支援センター
TEL 0142-82-3930 FAX 0142-82-3933 E-mail stage@dofukuji.or.jp

※ 上記の他に、「すてっぷ」（函館）・「だいち」（帯広）など、全道に12カ所あります。

<就業・生活相談支援事業所（札幌市）一覧> 2022年4月現在

1. 就業・生活応援プラザ「とねっと」（運営：NPO法人きなはれ）
〒064-0821 中央区北1条西20丁目1-1 ラントレボ-601
TEL 011-640-2777 FAX 011-640-2778 E-mail plaza10net@tenor.ocn.ne.jp
(担当地域：中央区・西区・南区・手稲区)
2. 就業・生活相談室「からびな」（運営：NPO法人コミュニティ楽創）
〒001-0018 北区北17条西4丁目2-28 藤井ビル北17条I 301号
TEL 011-768-7880 FAX 011-757-7881 E-mail karabina@za.wakwak.com
(担当地域：北区・東区)
3. 障がい者就業・生活相談室「テラス」（運営：NPO法人 スプラ）
〒062-0908 豊平区豊平8条11丁目2-18
TEL 011-598-9394 FAX 011-598-9394 E-mail terrace@herb.ocn.ne.jp
(担当地域：豊平区・白石区・厚別区・清田区)
4. 就業・生活相談室「しんさっぽろ」（運営：社会福祉法人 札幌報恩会）
〒004-0054 厚別区厚別中央3条3丁目3-33 システムコート106号室
TEL 011-887-7075 FAX 011-887-7076 E-mail w-soudanshitu@hoon.or.jp
(担当地域：白石区・豊平区・厚別区・清田区)

(6) 労働基準監督署

労働基準監督署は、労働者保護を基本とする労働基準法や最低賃金法の実施を監督する機関です。一般の労働者と労働能力などが異なる場合、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭める可能性がある労働者については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の適用除外が認められています。

労働基準監督署では具体的な作業内容、作業能力の度合い等の実地調査を行い、許可・不許可を認定します。

北海道の最低賃金は毎年見直しの検討がされます。

北海道の最低賃金

920 円

令和4年10月2日より

(7) 雇用促進援護制度

この制度は、労働保険や社会保険を完備した事業所に限り適用となります。

ア 職場適応訓練制度（通称「職適《しょくてき》」）

職場適応訓練は、実際の職場で作業訓練を行うことにより、作業環境に適応することを目的に実施するもので、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを前提としています。委託される事業所は、以下のことに該当しなければいけません。

- (ア) 訓練を行う設備的余裕があること。
- (イ) 指導員として適当な従業員がいること。
- (ウ) 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険等に参加していること。
- (エ) 訓練終了後、引き続き雇用する見込みがあること。週 30 時間以上の訓練が必要。
- (オ) この制度の利用には療育手帳を持っていることが条件になります。
 - ① 訓練委託期間…原則として軽度者は 6 か月、重度者は 12 か月。
 - ② 訓練委託費…訓練を行う事業所に対して委託費として、訓練生一人につき月額 24,000 円（重度の障がい者 25,000 円）が支給されます。
 - ③ 手当は事業主からの報告に基づいて 1 か月毎に翌月 7 日に支給される。
手当は、基本手当・受講手当・通勤手当からなっている。
＜20 歳未満の場合・級地に関わらず＞
 - ・基本手当…月額 3,530 円
 - ・受講手当…月額 500 円
 - ・通勤手当…上限を決めて支給されます。
＜20 歳以上の場合＞ ・地域によって金額が異なります。

イ 特定求職者雇用開発助成金（通称「特開金《とっかいきん》」）

特定求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するもので、雇用機会の拡大を図ることを目的としています。

- (ア) 受給できる事業主
 - ① 雇用保険の適用事業の事業者
 - ② 公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、当該求職者を助成金の支給終了後も引き続き雇用することが認められる事業主。
 - ③ 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して 6 か月前の日から 1 年間を経過するまでの間に、事業主の都合で解雇したことがない事業主。
 - ④ 職場適応訓練との併用はできません。
 - ⑤ 支給額や支給期間は、企業の大きさによって決められています。

これらの雇用援護制度を適用する以前に、アルバイトなど使用者と本人の間に、金銭の授受があった場合は、制度の適用となりません。

3 社会保険

(1) 医療保険

病気やケガで病院に行くときは、誰でも健康保険証を持参します。また、日本では全ての国民が、性別、年令の区別なく、公的な健康保険の加入が義務付けられています。現在、公的な健康保険は大きく分けて、**被用者保険**と**国民健康保険**の 2 つからなっています。

被用者保険には、サラリーマン、OL が加入する健康保険、船員が加入する船員保険、公務員や私学の職員が加入する共済保険があり、一般的に”健康保険”という場合は、この被用者保険を指し、国民健康保険の場合は、略して”国保”と言われることが多いです。

(2) 年金保険

国民年金、厚生年金、共済年金の 3 種類の年金があり、日本国内に住所のある全ての人が加入を義務付けられています。その人の働き方により加入する年金制度が決まっています。障がいのある方で、一定の条件に当てはまる 20 歳以上の方は「障害基礎年金」を受け取ることができます。障害基礎年金額は、1 級で年額、約 97 万円、2 級で年額、約 78 万円が支給されます。また、国民年金保険料が免除されます。

(3) 労働保険

ア 労働者災害補償保険（労災保険）

労働者災害補償保険は、労働者が業務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行います。保険料は事業主が負担し、他の社会保険のように労働者本人の拠出はありません。

イ 雇用保険

雇用保険とは、民間の会社で働く人が、何らかの理由で働けなくなり失業状態となった場合に、再就職するまでの一定期間、一定額のお金（失業等給付）を受け取ることができる保険のことです。失業保険と呼ばれることもあります。

(4) 社会保険の資格取得と保険料

社会保険のうち、健康保健では、事業所を単位に適用されます。健康保健の適用を受ける事業所を適用事業所といい、法律によって加入が義務づけられている「強制適用事業所」と、任意で加入する「任意適用事業所」の2種類があります。

強制適用事業所とは、事業主や従業員の加入意思、従業員数や事業の規模・業種に関係なく、社会保険（健康保健・厚生年金保険）への加入が義務づけられているすべての事業所のことをいいます。

地方公共団体や株式会社、合同会社などの法人は、従業員の数に関係なく「強制適用事業所」となるので、たとえ社長一人のみの企業でも社会保険に加入する義務があります。

また、個人事業主の場合は、製造業、鉱業、土木建築業、電気ガス事業、清掃業、運送業などで従業員を5人以上常時雇用している事業所が強制適用事業所となります。

※強制適用事業所

- ・ 次の事業を行い常時5人以上の従業員を使用する事業所
製造業/土木建築業/鉱業/電気ガス事業/運送業/清掃業/物品販売業/金融保険業/保管賃貸業/媒介周旋業/集金案内広告業/教育研究調査業/医療保険業/通信報道業など
- ・ 国又は法人の事業所
常時、従業員を使用する国、地方公共団体又は法人の事業所

一方、常時使用する従業員が5人未満の個人事業所や、農林水産業や飲食業、理美容業、士業、デザイン業などの個人事業であれば従業員数に関係なく任意適用事業所となります。

なお、任意適用事業所の従業員の半数以上が適用事業所になることに同意すれば、社会保険に加入することができます。

※任意適用事業所とは、強制適用事業所とならない事業所で厚生労働大臣（日本年金機構）の認可を受け健康保健・厚生年金保険の適用となった事業所です。

次に、従業員個人の適用条件について、以下の条件を満たす方は、国籍、年齢、雇用形態、報酬額などは問わず、社会保険の加入対象となります。

- ・ 週の所定労働時間が20時間以上であること。
- ・ 賃金の月額が8.8万円以上であること。
- ・ 学生ではない
- ・ 1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上、または1カ月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上。

国民健康保険の保険料は、年10回に分けて納めます。保険料は、毎年改訂され、市町村によって違うので、該当する市町村に確認する必要があります。ただし、低所得者に対する軽減措置（収入によって、「均等割」と「平等割」の合計から7割・5割・2割に減額）があり、本校の卒業生の場合、障害基礎年金のみの収入の人、給与所得が年間98万円以下の人が、7割軽減の対象になるので、7割軽減になる者が比較的多いと考えられます。これも、自治体によって算出方法や金額に違いがあるので、各市町村に確認が必要です。

○社会保険の分類表

給付による分類		対象者	給付	保険料
医療保険	国民健康保険	自営業、無職者等の一般住民	3割負担	低所得者に対する軽減措置あり
	健康保険	一般民間被用者		収入によって産出
	船員保険	船員		
	共済組合	公務員・私立学校教職員等		
年金保険	国民年金	自営業、無職者等の一般住民（全国民が基礎年金として加入）	公的年金加入期間が25年以上ある人が、65歳から支給	月 額 16,410 円
	厚生年金	一般民間被用者・船員		会社と従業員で折半
	共済年金（長期給付）	公務員・私立学校教職員等		
		※障害基礎年金	障がいのある人で、一定の条件に当てはまる 20 歳以上の人	1 級は、年額 972,250 円 2 級は、年額 77,7800 円
労働保険	労働者災害補償保険（労災保険）	一般民間被用者	業務上・通勤による災害を受けた場合	事業主が負担
	雇用保険	一般民間被用者	失業等給付	保険率は賃金総額の 0.25～8.9%
介護保険		40 歳以上の全国民	自己負担額 10%以外の 90%が給付	

※ 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大

対 象	要 件	平成 28 年 10 月～（現行）	令和 4 年 10 月～（改正）
事 業 所	事業所の規模	常時 500 人超	常時 100 人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が 20 時間以上	変更なし
	賃 金	月額 88,000 円以上	変更なし
	勤務時間	継続して 1 年以上使用される見込み	継続して 2 カ月を越えて使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし

4 その他の関係機関

(1) しらかば卒業生と父母の会

ア 設立の経緯

1973 年（昭和 48 年）1 月、卒業後 3 年間の支援終了後や今後も卒業生が増えることを考えたとき、卒業生や保護者のために、今後も支援する組織づくりが必要だという観点から、この会が発足しました。会員は現在、約 550 名。

イ 活動の内容

(ア) 会報の発行

年 5 回（随時発行）、総会案内、総会議案書、一泊旅行特集、福祉情報、ふれあいの市等について、会の活動や保護者に必要な福祉情報の提供に努めています。

(イ) 一泊旅行会

7 月の第 1 土、日曜日に実施しています。役員が中心に企画立案し、進路指導部も協力しています。200 名以上の卒業生と父母、教職員など含めて 250 名以上が参加しています。

(ウ) 福祉活動

福祉相談や障害基礎年金のお知らせや相談、学校祭で「しらかばサロン・ふれあいの市」の出店等を行っています。また、卒業生の暮らしや生活支援を行っています。

(エ) 支部活動

全道に 10 支部（札幌、恵庭・千歳、小樽、苫小牧・室蘭、岩見沢、日高、滝川、釧路、旭川、帯広）を組織し、地区しらかば会や支部独自の活動を行っています。

「しらかば会」には、本部役員が出席して意見交換や情報交換を行い、学校からも進路指導部が出席し、卒業生の相談に応じたり、現況把握に努めたりしています。

事務所：〒001-0045 札幌市北区麻生町 1 丁目 2-10 AA0 麻生 101 号室

連絡先：080-9324-2525（卒業生と父母の会携帯電話）

(2) 職親会

北海道には、21 の地域に職親会が結成されており、その中心に北海道知的障がい者職親連合会があります。職親会は、障がい者の社会自立を図るために、その雇用の拡大と定着を推進することを目的とし、雇用している事業主やこの趣旨に理解・賛同・協力する人々によって構成されています。

主な事業としては、社会啓発、研修活動、就労間口の拡大、合同入社式、就労者表彰等多岐にわたっています。主な事務局は以下のとおりです。

北海道知的障がい者職親連合会

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでる 2・7 TEL 011-271-1376

苫小牧市心身障がい者職親会

〒059-1364 苫小牧市北栄町 3 丁目 11 番 4 緑星の里 永光学園内 TEL 0144-55-5838

小樽市知的障がい者職親会

〒047-0156 小樽市桜 4 丁目 3-1 和光学園内 TEL 0134-54-7606

これらの他、室蘭、静内、浦河などにもあります。

(3) 手をつなぐ育成会

知的障がいのある人々を支えるために、1952 年(昭和 27 年)に 3 人の母親の呼び掛けで発足した会です。北海道では 1955 年に発足し、各市町村に「手をつなぐ親の会」が結成されてきました。会の中心は親ですが、医療機関や福祉事業所、学校等多くの市民が関わっています。福祉事業所・住居の運営、講演会、研修会、機関誌の発行等の活動を行っています。全国組織としての「全日本手をつなぐ育成会」を中心に療育手帳制度や年金制度の改善など、福祉制度の充実に貢献しています。

北海道手をつなぐ育成会

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでる 2・7 TEL 011-251-0855

札幌市手をつなぐ育成会

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 6 丁目 2-15 育成会活動センター「いんくる」 2 階

TEL 011-738-2221